

令和7年度北斗市水道事業水質検査計画

水道法第4条第2項の規定に基づき、水道基準に関する省令が、平成15年5月30日付け厚生労働省令第101号(一部改正 令和6年3月29日厚生労働省令第65号)により定められました。

この省令に基づき、令和7年度の北斗市の水道水に係る水質検査について計画を策定するものです。

1. 水質検査に関する基本方針

水質検査は、水質基準の適合状況を把握するために不可欠であり、水道水を使用するにあたり安全性・信頼性を第一に考え、的確に実施するものとする。

2. 水道事業の概況

(1) 給水区域

・本庁舎地区

富川町 富川1丁目 富川2丁目 谷好1丁目 谷好2丁目 谷好3丁目 谷好4丁目 昭和1丁目 昭和2丁目 飯生1丁目 飯生2丁目 飯生3丁目 常盤1丁目 常盤2丁目 常盤3丁目 公園通1丁目 大工川 大工川1丁目 大工川2丁目 押上 押上1丁目 押上2丁目 中央1丁目 中央2丁目 中央3丁目 中野通 中野通1丁目 中野通2丁目 中野通3丁目 東浜1丁目 東浜2丁目 久根別1丁目 久根別2丁目 久根別3丁目 久根別4丁目 久根別5丁目 追分 追分1丁目 追分2丁目 追分3丁目 追分4丁目 追分5丁目 追分6丁目 追分7丁目 七重浜1丁目 七重浜2丁目 七重浜3丁目 七重浜4丁目 七重浜5丁目 七重浜6丁目 七重浜7丁目 七重浜8丁目 桜岱 清川 中野 添山 野崎 三好 水無 館野 矢不来 柳沢

・分庁舎地区

本町1丁目 本町2丁目 本町3丁目 本町4丁目 本町5丁目 本町6丁目 本町 本郷1丁目 本郷2丁目 本郷3丁目 本郷 白川 細入 開発 東前 萩野 一本木 千代田 清水川 南大野 市渡1丁目 市渡 村山 中山 向野1丁目 向野2丁目 向野3丁目 向野 文月 村内 稲里

・茂辺地当別地区

茂辺地 茂辺地1丁目 茂辺地2丁目 茂辺地3丁目 茂辺地4丁目 茂辺地5丁目 茂辺地6丁目 茂辺地7丁目 茂辺地市の渡 当別 当別1丁目 当別2丁目 当別3丁目 当別4丁目 当別5丁目 三ツ石 三ツ石1丁目 三ツ石2丁目

(2) 水源の種別

- ・ 本庁舎地区 表流水：上磯ダムより導水ポンプで清川浄水場に送られます。
- ・ 分庁舎地区
 - 木地挽系水源 木地挽水源 地下水：取水井より自然流下で村山浄水場へ送られます。
 - 新木地挽水源 地下水：取水井より導水ポンプで木地挽水源取水井へ送られます。
 - 村山系水源 村山水源 地下水：水中ポンプで着水位へくみ上げ自然流下で村山浄水場へ送られます。
 - 高田水源 地下水：水中ポンプで村山浄水場へ送られます。
 - 向野系水源 上河汲沢川 表流水：大野ダムから注水された上河汲沢川の水を取水し自然流下で向野浄水場へ送られます。
- ・ 茂辺地当別地区 地下水：水中ポンプで茂辺地ポンプ場緩速ろ過池へ送られます。

(3) 浄水場の名称及び浄水処理方法

- ・ 本庁舎地区：清川浄水場・急速ろ過
- ・ 分庁舎地区：村山浄水場・塩素消毒のみ 向野浄水場・緩速ろ過
- ・ 茂辺地当別地区：茂辺地浄水場：緩速ろ過

3. 採水場所

浄水

本庁舎地区 富川会館給水栓

分庁舎地区 農業振興センター給水栓 向野体験農場給水栓（向野高台地区）

茂辺地当別地区 茂辺地浄化センター給水栓

原水

本庁舎地区 清川浄水場着水井

分庁舎地区 木地挽系水源 木地挽水源 村山浄水場木地挽水源着水井

新木地挽水源 新木地挽水源取水井

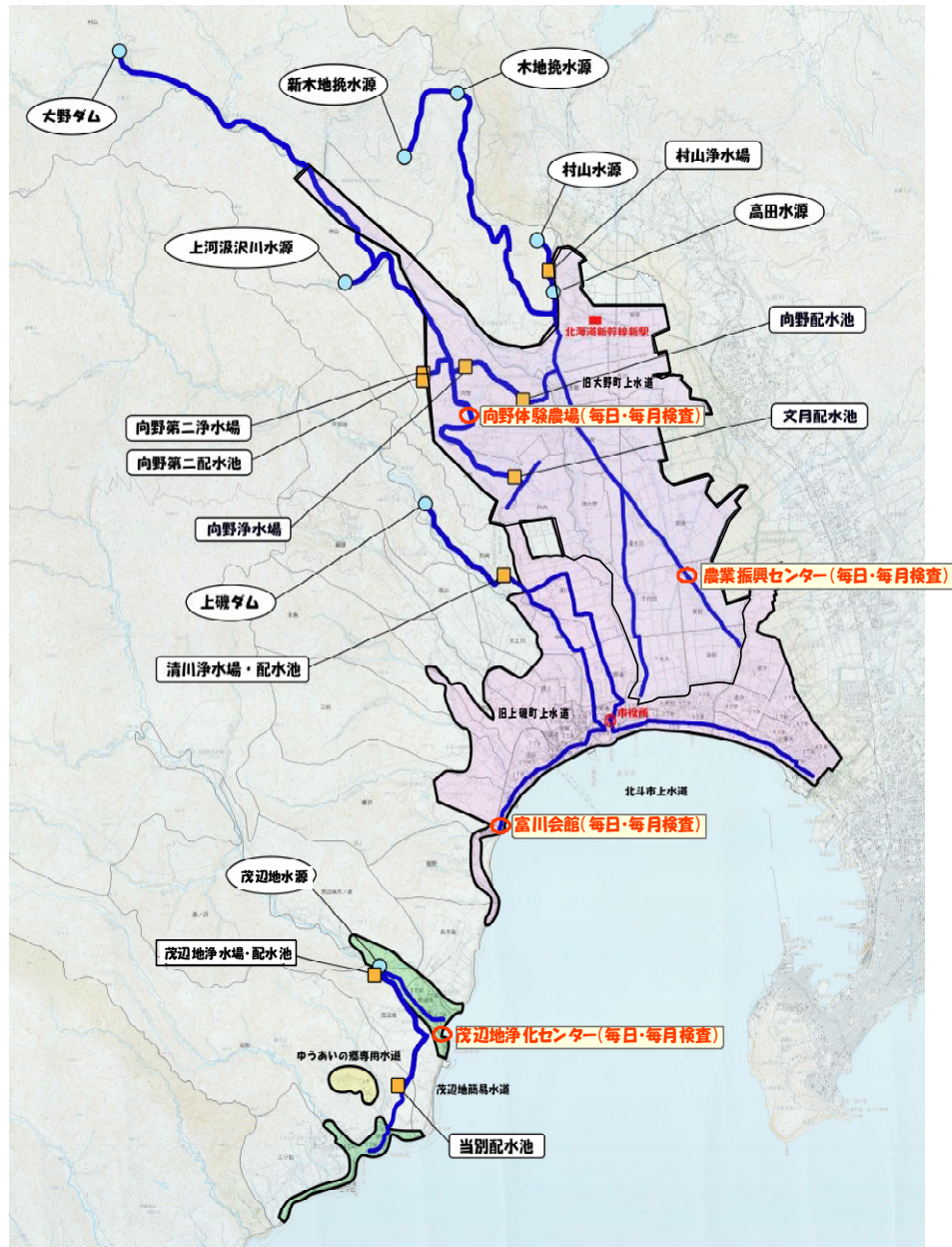
村山系水源 村山水源 村山浄水場村山水源着水井

高田水源 村山浄水場高田水源着水井

向野系水源 上河汲沢川水源 向野浄水場上河汲沢川水源着水井

茂辺地当別地区 茂辺地浄水場取水井

給水区域図



4. 定期水質検査について

(1) 1日1回以上行う色、濁り及び残留塩素に関する検査

当市では、味、臭気、濁度、色度、残留塩素を毎日測定しています。

毎日測定箇所

本庁舎地区 清川浄水場系 富川会館給水栓

分庁舎地区 農業振興センター給水栓

向野体験農園給水栓（向野高台地区）

茂辺地当別地区 茂辺地浄化センター給水栓

(2) 水質基準に関する検査

浄水水質検査は毎月実施しますが、水質基準の51項目全てを毎月実施するわけではありません。水道法施行規則及び過去の水質検査データ等の条件により、年4回や年1回等に検査頻度を減らし実施します。

・省略不可月1回

一般細菌及び大腸菌の2項目については、毎月検査を実施します。検査頻度を減らすことはできません。

・月1回

塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度の7項目は連続的に計測及び記録がある場合は年4回以上とすることができますが、毎月検査します。

・年4回

シアン化合物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromジクロロメタン、ブromホルム、ホルムアルデヒドの12項目は、年4回検査を実施します。検査頻度を減らすことはできません。

本庁舎地区のアルミニウム及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）並びに蒸発残留物、分庁舎地区及び向野高台地区の蒸発残留物、茂辺地当別地区の鉛及びその化合物は過去3年間のデータで基準値の5分の1以上検出されていますので年4回とします。

・年1回

カドミウム等下記26項目は、過去3年間のデータを参考に年1回検査を実施します。ただし、基準値の10分の1以下であれば3年に1回以上に検査頻度を減らすことができる項目もございますが、3年に1回の検査は浄水の安全性及び信頼性の観点から採用を見合わせることにします。

〔年1回検査項目〕

カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物（茂辺地当別地区以外）、ヒ素及びその化合物、六価クロム及びその化合物、硝酸態窒素・亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物（本庁舎地区以外）、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等（硬度）（本庁舎地区以外）、蒸発残留物（茂辺地当別地区）、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類

・発生時期に月1回

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオールの2項目は、本来は、これらの物質を産出する藻類等の発生時期に合わせて月1回検査を実施するところです。

当市では5月～10月（本庁舎・茂辺地当別地区）6月～9月（分庁舎地区）に実施します。

・原水水質検査について

原水水質基準41項目は、水質基準51項目のうち、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド、の消毒副生成物10項目を除いた項目になります。原水水質検査は年1回実施します。

クリプトスポリジウム指針により嫌気性芽胞菌、大腸菌（定量）試験を本庁舎地区及び木地挽・村山系水源は毎月1回、その他の水源は年4回実施します。また、顕微鏡の検査を年1回実施します。また、浄水を15日間保存します。（4カ所分）

・三ツ石地区生活等用水給水施設（小規模水道）について

上水道に準じて（原水・浄水）検査します。

- ・水質管理目標設定項目について

将来にわたって水道水の安全性を確保するため、水質基準に準じて把握する必要がある水道水質管理上留意すべき項目です。水源の種別などを考慮して検査項目を設定し全地区で実施します。

- ・臨時水質検査について

臨時の水質検査は次のような場合に実施します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源の異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められたとき

※ 蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じて水質検査を行います。

5. 水質検査の方法

- ・1日1回以上行う色、濁り及び残留塩素に関する検査及び簡易な水質検査

上下水道課職員及び浄水場管理委託業者職員が実施します。

- ・定期水質検査等

水道法第20条第3項に定める指定水質検査機関に委託します。

- ・信頼性の保証について

委託先の検査機関で適切な精度管理が行われているか状況を確認します。

6. 水質検査の公表について

水道水の水質検査結果は、その都度水質基準に適合するか判定し上下水道課及びホームページにおいて公表します。

7. 関係者との連携

水道水の安全確保のため、河川管理者や関係機関と情報交換を行い水質異常に即時対応できる体制を構築します。また、異常時に即時検査できるように検査機関と連携して対応します。

8. 評価と見直し

水質検査計画は、市民等の意見や水質検査の結果を参考に評価・検討を行い見直しします。

過去3年間浄水水質検査北斗市上水道(本庁地区)

水質基準			R04年度	R05年度	R06年度	最大値	判 定		
							毎月検査	年4回	年1回
1	1	一般細菌	100 個/ml以下	ND	ND	ND	ND	●	
2	2	大腸菌	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	●	
3	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
4	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
5	5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
6	6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
7	7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
8	8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
9	9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●	
11	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.17	0.23	0.20	0.23		○
12	12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
13	13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
14	14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
15	15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
16	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
17	17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
18	18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
19	19	トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
20	20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
21	21	塩素酸	0.6 mg/L以下	ND	0.08	ND	0.08	●	
22	22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	ND	0.002	ND	0.002	●	
23	23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.009	0.01	0.01	0.01	●	
24	24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.004	0.002	0.004	0.004	●	
25	25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.005	0.005	0.004	0.005	●	
26	26	臭素酸	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●	
27	27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモ クロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブ ロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	0.021	0.025	0.023	0.025	●	
28	28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	0.005	0.006	0.005	0.006	●	
29	29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.008	0.01	0.009	0.01	●	
30	30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●	
31	31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●	
32	32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	0.03	0.03	0.04	0.04	※	
34	34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
35	35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
36	36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	6.9	8.2	7.2	8.2		○
37	37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
38	38	塩化物イオン	200 mg/L以下	15.2	12.4	12.1	15.2	●	
39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	88	89	93	93	※	
40	40	蒸発残留物	500 mg/L以下	115	158	114	158	※	
41	41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
42	42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	0.000002	ND	ND	0.000002	発生時期	
43	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	発生時期	
44	44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
45	45	フェノール類	0.005 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		○
46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.5	0.7	0.7	0.7	●	
47	47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5	7.5	7.7	7.7	●	
48	48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●	
49	49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●	
50	50	色度	5度以下	0.3	0.5	0.3	0.5	●	
51	51	濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	●	

※NDは定量限界未満を示す

● 省略不可項目

※ 基準値の1/5以上検出されているため年4回

○ 基準値の1/5未満のため年1回に省略

過去3年間浄水水質検査北斗市上水道(茂辺地当別地区)

水質基準		R04年度	R05年度	R06年度	最大値	判 定		
						毎月検査	年4回	年1回
1 一般細菌	100 個/ml以下	ND	ND	ND	ND	●		
2 大腸菌	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	●		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	0.002	0.001	0.001	0.002		※	
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●		
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.17	0.15	0.19	0.19			○
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
15 1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	0.1	ND	ND	0.1	●		
22 クロロ酢酸	0.03 mg/L以下	ND	0.002	ND	0.002	●		
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●		
24 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●		
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.005	0.004	0.005	0.006	●		
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●		
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	0.009	0.008	0.009	0.009	●		
28 トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	●		
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.003	●		
30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.002	0.002	0.002	0.002	●		
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	ND	0.012	ND	0.012	●		
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.01	ND	ND	0.01			○
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	ND	0.01	ND	0.01			○
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	0.02	0.02	0.01	0.02			○
35 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.04	0.02	0.02	0.04			○
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	11	13	13	13			○
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	14.6	12.3	12.6	14.6	●		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	34	35	39	39			○
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	91	95	89	95			○
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
42 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	発生時期		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	発生時期		
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
45 フェノール類	0.005 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.4	0.4	0.5	0.5	●		
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.1	7.1	7.1	7.1	●		
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●		
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●		
50 色度	5度以下	1.5	0.9	0.7	1.5	●		
51 濁度	2度以下	0.4	0.4	<0.1	0.4	●		

※NDは定量限界未満を示す

● 省略不可項目

※ 基準値の1/5以上検出されているため年4回

○ 基準値の1/5未満のため年1回に省略

過去3年間浄水水質検査北斗市上水道(分庁舎地区)

水質基準		R04年度	R05年度	R06年度	最大値	判 定		
						毎月検査	年4回	年1回
1 一般細菌	100 個/ml以下	ND	ND	ND	ND	●		
2 大腸菌	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	●		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		●	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.45	0.41	0.43	0.45			○
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
15 1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		●	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	ND	0.001	ND	0.001		●	
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.001	0.004	ND	0.004		●	
24 ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	ND	0.002	0.001	0.002		●	
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.003	0.004	0.003	0.004		●	
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		●	
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモ クロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブ ロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	0.006	0.012	0.006	0.012		●	
28 トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	ND	0.003	ND	0.003		●	
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.002	0.004	0.002	0.004		●	
30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.001	0.001	0.001	0.001		●	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	ND	ND	ND	ND		●	
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
35 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	0.01	0.01			○
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	6.9	6.3	7.1	7.1			○
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	8.8	8.6	9.0	9.0	●		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	47	40	49	49			○
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	112	81	97	112		※	
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
42 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	発生時期		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	発生時期		
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
45 フェノール類	0.005 mg/L以下	ND	ND	ND	ND			○
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.3	0.4	0.7	0.7	●		
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.8	7.7	7.8	●		
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●		
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●		
50 色度	5度以下	0.3	0.7	0.3	0.7	●		
51 濁度	2度以下	<0.1	0.1	<0.1	0.1	●		

※NDは定量限界
未満を示す

● 省略不可項目

※ 基準値の1/5以上検出されているため年4回

○ 基準値の1/5未満のため年1回に省略

過去3年間浄水水質検査北斗市上水道(向野高台地区)

水質基準		R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	最大値	判定		
							毎月検査	年4回	年1回
1 一般細菌	100 個/ml以下	ND	ND	ND	ND	ND	●		
2 大腸菌	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	●		
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
5 セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
6 鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
8 六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND		●	
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND		●	
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	0.25	0.25	0.29	0.31	0.31			○
12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
14 四塩化炭素	0.002 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
15 1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
17 ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
19 トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
20 ベンゼン	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
21 塩素酸	0.6 mg/L以下	0.06	0.06	0.12	0.07	0.12		●	
22 クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND		●	
23 クロロホルム	0.06 mg/L以下	0.005	0.003	0.01	0.003	0.01		●	
24 ジクロロ酢酸	0.04 mg/L以下	0.003	0.002	0.002	0.001	0.003		●	
25 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005		●	
26 臭素酸	0.01 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND		●	
27 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモ クロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブ ロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1 mg/L以下	0.013	0.011	0.022	0.012	0.022		●	
28 トリクロロ酢酸	0.2 mg/L以下	0.002	0.002	0.005	0.001	0.005		●	
29 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下	0.005	0.005	0.008	0.004	0.008		●	
30 ブロモホルム	0.09 mg/L以下	0.002	0.001	0.001	0.001	0.002		●	
31 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	ND	ND	0.008	ND	0.008		●	
32 亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下	ND	ND	ND	0.01	0.01			○
34 鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
35 銅及びその化合物	1.0 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
36 ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下	5.6	6.4	5.9	6.5	6.5			○
37 マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
38 塩化物イオン	200 mg/L以下	8.9	9.1	8.6	8.8	9.1	●		
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L以下	49	49	40	51	51			○
40 蒸発残留物	500 mg/L以下	97	103	80	92	103		※	
41 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
42 ジェオスミン	0.00001 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND	発生時期		
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND	発生時期		
44 非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
45 フェノール類	0.005 mg/L以下	ND	ND	ND	ND	ND			○
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/L以下	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	●		
47 pH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	●		
48 味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●		
49 臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	●		
50 色度	5度以下	0.6	0.4	0.9	0.6	0.9	●		
51 濁度	2度以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	●		

※NDは定量限界
未満を示す

● 省略不可項目

※ 基準値の1/5以上検出されているため年4回

○ 基準値の1/5未満のため年1回に省略